

東日本国際大学

平成 25 年度 再評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、東日本国際大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 22(2010)年度の認証評価において、基準 7「管理運営」を満たしていないと判定した。

基準 7「管理運営」は、決算の手続き、法人の関連当事者に対する貸付金の手続き方法などについて、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

しかしながら、この基準については改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 25(2013)年度に基準 7 について、平成 22(2010)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

III 基準ごとの評価

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため、大学においては、学長、学部長と教授会を中心とした教学組織が整備され、設置者である学校法人昌平黌においても寄附行為に基づき理事、監事、評議員が適切な手続きに基づき選任され定数を満たし、理事会、評議員会を中心とする管理運営体制を整備し、運営している。

管理部門と教学部門の連携を図るため理事長、事務局長、事務局次長、事務長並びに学長、副学長、経済情報学部長、福祉環境学部長、短期大学学科長で構成する連絡調整会議を設け、適切に連携している。

「東日本国際大学自己点検・評価委員会規程」及び「学校法人昌平黌自己点検・評価実施規程」を定め、教育研究活動などの大学運営の改善・向上を図るため、自己点検・評価

の恒常的な実施体制を整備し、その結果をホームページに公開するとともに、自らの改善を図っている。

平成 22(2010)年度の認証評価において改善を要する点として指摘された決算については、私立学校法第 46 条に則り、理事会承認後に評議員会に報告し意見を聞くよう改善している。また、法人の関連当事者に対する貸付金については、評議員会、理事会に諮るよう改善している。

